

工事名

住所又は所在地

氏名又は商号

※署名又は記名押印

代表者氏名

(担当者・連絡先)

四日市市では条例で、公契約に係る事業の質の向上とともに、労働者が安心して暮らすことできる適正な労働条件の確保を図るため、契約締結時に請負者(下請負者及び一人親方を含む。)に対し、労働環境チェックシートの提出を義務づけています。

確認欄の該当箇所に「○」等を記入してください。

1. 労働環境に関する事項(※関係法令上義務とされるものです)

区分	項目	確認欄
労働条件等	① 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ・対象外
	② 法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)は整備されていますか。	はい・いいえ・対象外
	③ 36協定は労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。(令和6年4月1日から、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となりました。36協定に特別条項がない限り、これを超えることができません。)	はい・いいえ・対象外
	④ 就業規則は労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	はい・いいえ・対象外
	⑤ 年5日以上の有給休暇を取得できるよう、労働者への適切な配慮を行っていますか。 ※有給付与日数が10日以上の従業員が対象です。「管理監督者」や「有期雇用契約者」も含まれます。	はい・いいえ・対象外
安全衛生	⑥ 毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ・対象外
	⑦ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正ですか。	はい・いいえ・対象外
	⑧ 健康保険・厚生年金保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ・対象外
賃金	⑨ 賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	はい・いいえ・対象外
	⑩ 時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われていますか。 ※月60時間を超える残業は、割増賃金率が適用されます(大企業50%、中小企業25%)。なお、中小企業は令和5年4月1日から50%に引き上げられました。	はい・いいえ・対象外
	⑪ 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払われていますか。	はい・いいえ・対象外
	⑫ 当該契約における工事に主として従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。 ※現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工管理をする担当技術者・会社役員等は含みません。	※裏面に賃金単価等を記入
	⑬ 地域別最低賃金以上が支払われていますか。	はい・いいえ

「いいえ」に○をつけた場合は項目番号とその理由を記入してください。

項目番号	理由

2. 労働環境をさらに向上させる取り組みに関する事項等

(※関係法令上義務ではありません。現状の取り組みについて教えてください。)

区分	項目	確認欄
労働等条 件	⑭ 週休2日制の実現に向けて、4週8休あるいは4週6休とするなど、対策を講じていますか。また、下請けに対しても週休2日制に配慮した工期を設定していますか。	はい・いいえ・対象外
その他	⑮ あなたは元請ですか。下請けの場合は何次下請けですか。	元請・__次下請け
	⑯ 一人親方が労災保険に加入できる特別加入制度を活用していますか。(※この設問は一人親方以外は対象外に○を記入してください。)	はい・いいえ・対象外

労働環境チェックシート(工事請負契約用)⑫用

職種	最低労働賃金単価 (1日あたり) :A	1日の労働時間:B	時給換算:A/B
特殊作業員			
普通作業員			
軽作業員			
造園工			
とび工			
電工			
鉄筋工			
鉄骨工			
塗装工			
溶接工			
運転手（特殊）			
運転手（一般）			
配管工			
交通誘導員A			
交通誘導員B			
内装工			
建具工			
見習い及び軽作業等を行う者			

【対象とする労働者】

工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当する労働者とします。

※ 現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工管理をする担当技術者・会社役員等は含みません。

※ 雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に工事に従事している労働者について記入してください。

【最低労働賃金単価について】

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入してください。

あらかじめ記載していない職種の労働者は、空欄に職種を記入してください。

見習い及び軽作業等を行う者は各職種に含まず、別に記入してください。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1ヶ月の労働日数により日単位に換算します。

「基本給相当額」・「基準内手当」・「臨時の給与（賞与等）」・「実物給与」の合計額
 ※ 「基準内手当」とは、家族手当（扶養手当）・通勤手当・都市手当（地域手当）・住宅手当・現場手当・技能手当・精勤手当等